

平成27年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月24日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年9月24日 午前8時55分 委員長宣告

4. 審査事項

議案第62号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第4号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択についてのお願い
事前質疑

1. 可児とうのう病院について
2. 第6期介護保険事業計画の中の介護予防・生活支援サービスの進捗状況について
3. キッズクラブの環境整備について
4. 台風接近時の学校給食について

報告事項

1. (仮)可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設について

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 前期委員会からの引き継ぎ事項について

5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川上文浩	委員	出口忠雄
委員	田原理香		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	西田清美	教育委員会事務局長	高木美和
健康福祉部参事	井上さよ子	健康福祉部参事	高井広吉
福祉課長	豊吉常晃	高齢福祉課長	伊左次敏宏
健康増進課長	井藤裕司	こども課長	高井美樹
国保年金課長	高木和博	子育て拠点準備室長	肥田光久
こども発達支援センター くれよん所長	前田直子	教育総務課長	渡辺達也
学校教育課長	梅村高志	文化財課長	長瀬治義

学校給食センター所長 山 口 好 成

8. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 記 小 池 祐 功

議 会 事 務 局 記 村 田 陽 子

○委員長（板津博之君） ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

議事に入る前に先立ちまして、今回、新たな委員構成となりましたので自己紹介をお願いします。

それでは、まず委員長の私から挨拶をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。

教育福祉委員長の板津博之でございます。1年間よろしくお願いをいたします。

○副委員長（山田喜弘君） 副委員長の山田です。どうかよろしくお願いします。

○委員（川上文浩君） おはようございます。川上です。よろしくお願いします。

○委員（出口忠雄君） 出口忠雄です。よろしくお願いします。

○委員（田原理香君） 田原理香です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） 次に、執行部の方、お願いいたします。

○健康福祉部長（西田清美君） おはようございます。

では、健康福祉部から自己紹介をさせていただきます。

私、部長の西田でございます。ことしの4月から担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） おはようございます。

この4月から健康福祉部子育て・健康担当参事ということでお世話になります。よろしくお願いします。井上さよ子と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部参事（高井広吉君） おはようございます。

同じく参事で社会福祉協議会の常務理事の高井と申します。お世話になりますがよろしくお願いいたします。

○福祉課長（豊吉常晃君） おはようございます。

福祉課長の豊吉といいます。私も4月から担当しております。どうぞよろしくお願いします。

○子ども課長（高井美樹君） おはようございます。

子ども課長 高井でございます。よろしくお願いいたします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） おはようございます。

4月から高齢福祉課長としてお世話になっております伊左次敏宏といいます。よろしくお願いします。

○健康増進課長（井藤裕司君） おはようございます。

健康増進課長の井藤裕司といいます。よろしくお願いします。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） おはようございます。

子育て拠点準備室長の肥田光久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保年金課長（高木和博君） おはようございます。

4月から国保年金課長を務めております高木和博と申します。よろしくお願いいたします。

○子ども発達支援センターくれよん所長（前田直子君） おはようございます。

4月から子ども発達支援センターくれよん所長の前田直子です。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（高木美和君） そうしましたら教育委員会事務局のほうを紹介させていただきます。

私、教育委員会事務局長 高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（渡辺達也君） 教育総務課長、ことしで2年目でございます。渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（梅村高志君） 4月からお世話になっております学校教育課長の梅村高志と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財課長（長瀬治義君） おはようございます。

文化財課長並びに各歴史館、資料館の館長を兼ねます長瀬治義と申します。よろしくお願いいたします。

○学校給食センター所長（山口好成君） おはようございます。

学校給食センターの所長をやっております山口好成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

これより先は関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は御退席いただいて結構です。暫時休憩といたします。

休憩 午前8時59分

再開 午前9時01分

○委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、議案第62号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） それでは、よろしくお願いいたします。

資料番号1と資料番号9を使わせていただきます。

資料番号1は45ページをお開きください。資料番号の9は3ページでございます。よろしくお願いいたします。

主に資料番号1を使って説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本条例の改正の趣旨でございますけれども、地方税法の改正に伴い、国からの通知により可児市国民健康保険税の規定を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、45ページの付則第5項は、上場株式等に係る配当所得の分

離課税についての文言に、特定公社債の利子が追加されたことから、上場株式等に係る配当所得等に整備するものでございます。

46ページの付則第8項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴う規定の整備でございます。

46ページ、右側の新付則第9項は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い新設する規定でございます。

47ページ、付則第9項、第10項、第11項、48ページの第13項、49ページの第18項の規定は、法令で国民健康保険税について独立した規定を置いていないので削除いたします。

48ページの付則第16項は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

以上の付則規定の改正でございますが、施行日は平成29年1月1日からでございます。

ただし、付則第16項の改正規定、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分は、平成28年1月1日から施行することになっておりますので、今回条例改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第62号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この改正によって、市民の方が納める国民健康保険税について、どのような影響がありますか。

○国保年金課長（高木和博君） 今回の改正につきましては、特定公社債の利子を新しく損益通算ができるように加えるものでございまして、株主とか特定公社債を持ってみえる方というのは非常に少ないということで、国民健康保険税への影響というのは少ないものというふうに考えております。以上でございます。

○健康福祉部長（西田清美君） ちょっと補足の説明をさせていただきます。

今、課長から損益通算ができるという説明があったと思いますが、損益通算ができるということは、納税者にとって損金を認めてもらえるということになりますので、税は少なくなると思いますか、納税者にとっては有利になるという、そういう改正でございます。以上でございます。

○副委員長（山田喜弘君） 今回、地方税法の改正で、金融商品の所得等で損益通算の拡大がされたわけでありまして、今影響は少ないということでもありますので、これは結局は平成28年の所得が確定した後に、平成29年の国民健康保険税の計算から影響があるということではよろしいでしょうか。

○国保年金課長（高木和博君） そのとおりでございます。

○副委員長（山田喜弘君） もう1つだけ。

税条例は昨年12月に上程されたと思いますけれども、なぜこの国民健康保険税の部分は平成27年9月議会だったのでしょうか。

○国保年金課長（高木和博君） おっしゃるとおり、昨年12月に税務課のほうは改正をしてお

ります。ただ、私どもといたしましては、改正のタイミングを見ておりました、今委員がおっしゃるように、実質は平成28年1月1日からの施行日でございますので、課税は平成29年ということでタイミングを見ておりましたところ、この9月に上げさせていただいたということでございます。

ただし、委員がおっしゃるように、税務課と同一に上程するというのが本意でございますので、これからは同一で上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございますので、討論を終了します。

これより議案第62号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第62号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第4号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択についてのお願いを議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見を伺いたいと思います。

御意見ございませんか。

○副委員長（山田喜弘君） 陳情の内容を読ませていただきましたが、歯科診療報酬の改定等、国の動きも注視することも必要ですし、全部保険でということも難しいと思いますので、そういうことも含めまして聞きおきをしておけばいいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

私のほうから少し補足となりますが、この陳情につきましては、平成24年9月議会におきまして同じ陳情が出されております。このときも、今副委員長のおっしゃられた内容と同じ理由で聞きおきということになっておりますし、この委員会におきましても聞きおきということにさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

陳情第4号につきましては、本委員会といたしましてもその重要性を認めつつも、今後検討課題としていくこととして聞きおきとすることにさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここでこれ以降の事項に係る部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時09分

再開 午前9時11分

○委員長（板津博之君） 会議を再開いたします。

次に、事前質疑1. 可児とうのう病院についてを議題といたします。

質問者である富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 国のほうでは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律です。2025年までに入院ベッド数を43万床減らすという、そういうことが昨年ですか、出てきたと思うんですね。それとの関連だというふうに思うんですけども、可児とうのう病院がベッド数を減らされ、また規模を縮小するということを、私は人のお見舞いに行って聞きました。具体的な内容をぜひ教えていただきたいと思えますし、現在5,000万円の補助を行っているわけですけども、こういうふうに可児とうのう病院がいろいろ変更して規模も縮小すると、そういうことについてはどう考えるのかということもお聞かせを願いたいと思えます。

○健康増進課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

まず最初に、可児とうのう病院がベッド数を減らされ規模を縮小するという話を聞いたということですが、そういった話を聞いたことはございません。

ただ、可児とうのう病院とは、先日病床機能の変更についての話をしております。これは、可児とうのう病院のホームページにも掲載されていますが、平成27年9月から地域包括ケア病棟を開設したというものでございます。

この地域包括ケア病棟とは、患者さんが住みなれた地域、自宅で暮らせるように必要な心身機能の回復、必要な治療に加えリハビリや食べるための訓練、口腔ケア、栄養指導、薬の調整など、退院に向けた準備、相談を行っていく病棟です。入院病棟の一つ、ベッド数53床をこの地域包括ケア病棟に機能変更したものでございます。この地域包括ケア病棟が、今後の地域包括ケアシステムにおいてどのような役割を持つのか十分に議論していく必要があると考えております。

また、現在行っている補助について変更する予定ですかという御質問についてでございますが、可児とうのう病院は、平成26年度より地域医療機能推進機構——これJCHOと言いますが——の一員として、急性期医療から回復期リハビリ、介護へとつながる途切れの

ない医療等のサービスを推進していっておられます。市は、こういった役割を病院の使命として認識し、実践していかれる可児とうのう病院に対して、地域医療、地域包括ケアのなめとなっていただけるよう先進医療機器の整備に当たって、平成26年度、平成27年度と補助を行いました。同様の補助については、その年度ごとに十分な情報交換と協議の上進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 今、別に規模を縮小するとか、そういう話ではないというふうにおっしゃったんですが、病床53床を地域包括ケア病棟のほうに変更するというので、これは今まで使っていなかったところを新たに使うということですか。それとも、今までこういうふうにはほかの目的で使っていたベッドを、こちらのほうに変更するという意味なんですか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 今まで入院病棟としてありましたところのうち、使っていなかった病棟をこの地域包括ケア病棟に機能変更したということでございます。

○委員（富田牧子君） じゃあそこでちょっと御説明いただきたいんですけど、地域包括ケア病棟というのはどのような内容なのか、もうちょっとわかるように説明してください。

○健康増進課長（井藤裕司君） 可児とうのう病院が地域包括ケア病棟の御案内というチラシを作成しておりますけれども、これを少し御説明させていただこうと思います。

先ほども申しました住みなれた地域、自宅で暮らすということを目的として、退院に向けた相談を行っていく病棟です。もともと急性期病棟につきましては、入院から最大18日の入院で退院をしなければならないというものでございますが、この退院に不安がある、もう在宅まであと一歩、施設の入所待ち、こういった状況の方について、この地域包括ケア病棟で最大60日間指導をして、在宅、施設入所で暮らしていただくというような形で退院していただくというような病棟でございます。これには先ほどもお話ししましたように、退院に向けたいろいろな準備、相談、支援、こういったものを順次行いながら、安心して退院していただくというような役割を持った病棟でございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、今までは療養病床みたいなものがありましたけど、それではなくて、こういう名前に変えて、ここには療養病床なかったと思うんですけど、やるということだというふうに思うんですけど、そのときにちょっとお伺いしたいのは、60日間で指導して在宅になり、施設になりということになりますと、それは中間老人施設と、介護老人保健施設と一緒ということですか。そうではないということ。病院機能の部分で手当てをするので、介護老人保健施設とは違うと。でも、役割的には同じようなものですか。老人に限って言って。

○健康増進課長（井藤裕司君） 病院機能の一つということですので、介護老人保健施設とは違うというふうに考えております。先ほどもお話ししたように退院に向けた準備、指導、こういったものを行いながら進めていくということで、それによって介護老人保健施設のほうへ入られるということもあるでしょうし、御自宅のほうに帰られるということもあるでしょうし、いろいろな相談の内容によって、患者の地域での生活を大切にしていくということでございます。

○委員（富田牧子君） それから、病院の診療科の話ですけど、診療科は減らされるということはないということですよ。例えば皮膚科なんかはもう完全予約制になって、当日行っただけで診られないとか、それから診療科がない科が確かにあると思うんですけど、今までに比べて、そこら辺はどうなんですか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 確かに医師がなかなか確保できないということで、診療科がなかなか充実できないということではございますが、この地域包括ケア病床、地域包括ケア病棟にしたことによって、診療科が減っているということはないというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） これは、5,000万円の補助との関係のことで聞いておるわけです。診療科が減っているという話はね。この地域包括ケア病棟にしたから減ったということではなくて、私が今言ったのは、でも診療科は減っているんじゃないかということになると、例えば医師をふやすために5,000万円を、実際には補助として機器に使うんですけど、やっているのにもかかわらずその診療科も減っているということは、これはちょっとやっぱり考えなきゃいけないことじゃないでしょうか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 診療科が減っているということではないというふうに考えております。

ただ、医師がふえていかないということは確かでございますが、平成25年度から平成27年度まで常勤の医師については変わっていないという現状はございますが、診療科が減っているということではございません。

それから、この地域包括ケア病棟にしたということは、先ほどもお話ししましたこのJCHOの使命でもあります地域包括ケアのかなめということで、この可児市の地域包括ケアシステムの中で役割を果たしていただけるということで、この補助についてはそういった中で協議して決定していきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） そうすると、補助の性格が変わってくるということですよ、補助金を出していることの。だから、きちっと私は補助金を出すことについては、積極的には賛成ではありませんけど、かといって反対ではない。やっぱり位置づけをきちっとして補助金を出すということが本当に必要だと思うんですけど、今までは医師の確保のためと、そういうふうに言っておられましたよね。でも、実際にはそういうふうになかなかいかなかった。今年度は、地域包括ケアのほうが出てきたから、そっちをやるからそっちにお金をというのはちょっと違うと思うんです。医療と介護の話とやっぱり分けて考えないと、私はこの可児という病院が果たす役割というのは、何次医療でしたか、ちょっとそこは私専門家じゃない、わからないんだけど、その医療機関として充実してもらおうということが一番のことで、介護保険の地域包括ケアをやってもらうのが主ではないというふうに私は思うので、もっときちっとこの補助を行う目的をはっきりさせるべきだというふうに考えますがどうですか。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 今、健康増進課長が申しあげました地域包括ケアシステムとの関連性については、一部訂正をお願いいたします。

補助の目的に沿った内容の根拠の一つとして、地域包括ケアシステムとの関連性を明確に

今位置づけているわけではございません。

ただ、この補助金は、単年度ごとに検討させていただいている内容でございますので、平成28年度の補助に向けましては、病院と協議をいたしまして可児とうのう病院が市にとって果たしていただく役割を、再度その年度ごとに確認して詰めてまいりたいと思います。

その地域包括ケア病床に関しましては、今課長が申しあげましたようにJCHOの使命として役割を持っておられますので、全国的にそういった機能をきちんと位置づけるという、その役割の中で動いていらっしゃる、ちょっと別の機能ではございます。そういった性格も新たに加わった、そして役割は何である、そこら辺をきちんと平成28年度に向けて協議をした上で補助金の内容については詰めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 私もちっと今の関連になるんですけども、地域包括ケア病棟を開設されて9月からということで、最大60日で、そこからはどこへ移っていくのかということなんですけれども、その60日の入院期間を終えて、じゃあ在宅ということになったときに、それをフォローしていく在宅医療、在宅看護というものが確立されているのかどうか。それが市内で回っていくのかということと、そのJCHOの使命はわかるんですけども、それに対する地域、医療としてのその仕組みというものが不完全な状態で、これをどんどん推し進めていって53床回していくということになったときに、非常に後々困るようなことがあるんじゃないかと思うんですけども、執行部としてはどのように思われているかということですね。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） この病床開設に当たりましては、可児とうのう病院自体も非常に準備をされておりまして、多治見の県病院、それから土岐市の病院、それらと前例を確認されて当初のスタートはどんな形でやっていくか。そして、徐々に病床数をふやされながら地域との関連性を深めるために、地域医師会との関連の協働していただける準備を始められます。例えば看護部長が各医院に回られ、可児とうのう病院の役割はこんなふうを考えている。それに当たっては、地域の開業医の紹介をいただく関係ですね。逆紹介ということも踏まえながら、ぜひ関係を強めたいという働きかけを既に行っておられますので、それに加えて、訪問リハビリ等の準備のほうもさらに充実されていこうという考えをお持ちですので、そういった内容も十分情報交換いたしながら進めてまいりたいと思います。

○委員（川上文浩君） あともう1点なんですけれども、今可児とうのう病院の診療科の話とか出てきていますが、小児科が年内でおおよそ次のドクターの補充ができないということを職員からも聞いておりますけれども、それはやはり平成28年度の予算の補助に向けてそういったことになる、前から懸念されていまして市内で子供が入院できる病院がなくなると、ゼロ床ということになってきます。そういった情報も多分入っていると思うんですが、それに対する対応と、やはり研修医が2名確保できたということで、5,000万円の補助に対する医師確保としての使命は、ある程度果たしているというような発言も以前あったと思いますけれども、本当にそれでいいのかということと、実際にその今退職された小児科の先生が今頑張っていていただいているのが、もう3月をもってという話になっています。その辺の确实

な情報と、そういったことに関して、5,000万円の補助をしている市としてどのように対応していくのかということをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 小児科の常勤医の先生に関しましては、今年度3月をもって退職の見込みということは伺っております。ただ、病院としては、さらなる慰留、常勤ではない形での御指導はいただけないかというような内容の検討は進めておられるという情報まではいただいております。決定についてはまだいただいておりますので、そこら辺のことはさらに情報をいただきながら、ただ、非常に小児科の医師につきましては、小児科医を拠点に集めるというような傾向で、小児科医療全体が進んでおることもありまして、非常に難しい課題だとは思っております。

○委員（川上文浩君） ということは、今言ったように、今後じゃあそういう情報が入ってきて、市内で非常勤になるということは、もう入院施設がなくなるということですよ、基本的に。そういった子供が入院できる病院がなくなることに對して、どのように考えていくのかみたいところがあればお聞きできたらなあというふうに、当然可児とうのう病院が頑張って小児科医を確保することは最優先なんですけれども、今おっしゃったように簡単に小児科医が集まるような状況じゃないということと、小児科というのは、子育てを支援していく中でも可児市にとっては一番重要なところになってくるとなった場合に、それをどのように今後考えて、担当課としては行くのかという方針をちょっとお聞きします。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） はっきり申し上げまして、そこら辺については非常に打つ手が煮詰まっているという状況ではございます。ただ、院長の意思としては、小児科の存続については非常に重大な課題だと認識しておられますので、そこに何とか御意向を、大学のほうにもお伝えいただくということに對しての支援をするという道しか現在のところはございませんが、努力してまいりたいと思います。

○委員（川上文浩君） 小児科の今の現状ですよ。それをしっかりと市民のほうに、行政側とすると補助も出している病院ですので、しっかりと情報を流していくということも大切だと思います。使い方の問題もあるかもしれませんが、当然これで4月1日からは市内に入院できる病院がなくなるということも今から市民のほうにはいろんな形で情報を上げていかないと、使い方の問題も含めて、また医師会の協力を得られるかもしれないような状況もあるもんですから、それをやはりもっと早い段階で公表して、市民のほうに4月1日からのことを一緒に考えましょうという、その動きがないのはちょっと大変残念ですね。

○委員（田原理香君） 先ほどの話の中で、今回の地域包括ケア病棟というのが、要はその退院後、地域の中での生活を大切にすることによってここでやられるということなんですけれども、であれば、地域のそこまではオーケーだと、病院ができて。だけど、実は退院してきて地域の中で、今先生方と病院の方々とは地域の方々とは連携をとってというお話もありましたが、地域の中で本当にそういった方々が退院後に安心して暮らせるような、もう一つそこまで見越した上での地域包括ケア病棟だと思いますが、その辺での地域とそのつながりとか、安心して暮らせるようにとか、支え合い、助け合う仕組みみたいなものを、退院後のことは

どうお考えなんでしょうか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 確かにそのとおりでありまして、退院された後その高齢の方が地域でどういうふうに暮らしていくのか。今、医療のほうにつきましては、病診連携ということを実施していきながら、いざというときに大丈夫、安心していただけるような形を何とかつくっていかなくちゃいけないというふうに考えております。

あと地域で安心して暮らしていくということで、その方々がどういうふうに暮らしていくのかというところで、いろんな支え合いというか、支えが考えられます。1つは、ケアマネジャー、地域包括支援センターを中心とした支援、それからあとは地域のいろんな団体の方の支援、こういったことも必要になってまいりと思います。それからあとは、健康増進課としてはその地域でこういったその介護予防であるとか、少しでも健康で暮らしていただくための教室であるとか、そういうその方々の体の状況に応じて行き先、いろんな行き先が御紹介できるようにいろいろな機会を設けていきたいというふうに考えております。

○委員（田原理香君） もう1つ、そういった今の状態だと今おっしゃったところだと思うんですけど、決してそれではもう間に合わないし、そうした人が本当に出てくるとは限らない。困った人が本当にそういったところにいろんな手を挙げてくるとは限らないので、本当にもう一つこういうことを地域包括ケア病棟をつくってやっていくんだということであれば、本当にそのためにもっと目標があって、その人たちが安心して暮らせる地域にするために地域包括ケア病棟をつくったのであれば、もっとその先にじゃあ何をやったらいいんだということまであわせてきちっと考えた上でのものにしていただきたいと思います。そういった意味では、今地域とのつながりをつくるということをしないと、とても今おっしゃったような程度ではとても間に合いませんし、それを大きな柱として長期的な視点でお考えいただきたいと思いますし、早速そういう機会をどんどんつくって、もっとそれこそ考えていただきたいと思います。

○委員（富田牧子君） その地域包括ケア病棟に入院したときに、結局それは医療保険から出るんですよね、その部分は。介護保険からではなく、医療保険で出るということですよね。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） それは医療保険から出ます。

○委員（富田牧子君） それは従来の入院に比べて報酬は下がる、低額でということですよね。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 定額となっております。60日間は定額ということになります。

○委員（富田牧子君） 私が言ったのは下がるのほうの低額。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） はい、低いほうの額になります。

○副委員長（山田喜弘君） 1点、わかればお答えいただきたいと思いますが、昨年の通常国会で成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によって、都道府県が地域医療構想を策定するというところで、法律上は平成30年3月までとありますけれども、望ましいのは平成28年半ばごろと言っていますけれども、この状況についてわかれば教えてください。

○健康増進課長（井藤裕司君） おっしゃられるとおり、県において地域医療構想ということで、地域医療構想調整会議というのが順次開かれております。ここでどういった形にしていくのかというところを協議されておみえになります。

それから、また少し先になりますが、自治体の職員を対象にした説明会も順次医療圏ごとに開催をされていくということで、済みません、ちょっと日にちは忘れてしまいましたが開催する予定になっておりまして、そういったところで、県としてどういう形でその地域医療ビジョンをつくっていくのかということは今現在協議されているところでございます。

○副委員長（山田喜弘君） 病床数、現時点では減らないと言っていますけれども、国のほうは、地域住民の安心を確保しながら改革を円滑にする観点から、今後10年程度かけて介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療、介護のネットワークの構築と並行して推進して、医療機能別の必要の病床数等推計をしていくということで、これによると減らしていくという意向があると思うんですけど、その点についてどう思われますか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 今の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づいて、その目的を達成するために今調整をされているというふうに考えております。そんな中で、1つとしては、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保ということで、先ほど来あります病床の医療機能の検討、それからあとはその地域包括ケアシステムの構築において、地域で在宅医療、介護連携の推進がどのような形で充実していけるのかというところを考えて進められております。そんな中で、病床がどういう形になっていくのかというところが考えられ、合意が得られていくものというふうに考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて事前質疑2. 第6期介護保険事業計画の中の介護予防・生活支援サービスの進捗状況についてを議題といたします。

富田委員、お願いいたします。

○委員（富田牧子君） 本市では、平成28年度からこの介護予防・生活支援サービスを実施するというので、ことし1年はその実施主体を確保するためにさまざまに努力をしているということですが、その実施主体の確保はできているのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今の介護保険の介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業でございますが、今お話がありましたように、可児市では平成28年度から移行し、サービスを展開してまいります。

この新しい総合事業の中における介護予防・生活支援サービス事業は、大きく4つに分かれます。1つ目が訪問型サービス、2つ目が通所型サービス、3つ目がその他の生活支援サービス、4つ目は介護予防ケアマネジメントというふうに区分されております。

その中でサービスの中核となるのは、訪問型サービスと通所型サービスでございますが、

これをそれぞれ大きく分けると現行の訪問介護相当、あるいは通所介護相当のサービスということが、現行のサービス相当が1つ目、それから2つ目に緩和した基準によるサービス、それから3つ目は住民主体による支援ということで、大きく3つに訪問型、通所型サービスが分かれております。この3つの区分ごとに現在の状況を説明させていただきます。

まず現行の訪問介護、通所介護相当サービスでございますが、現在その基準と報酬の額について案を作成したところです。実はきょうの午後、関係の介護保険事業者の皆さんに集まっていただく会議を開催いたします。50事業所ほどでございますが、その中でその素案を説明させていただきまして、関係事業者の方に御理解を少しずつしていただきたいというふうに思っております。

現行サービスにつきましては、今提供していただいている介護保険事業所の方が今回の改正の中で、総合事業の指定については、いわゆるみなし指定という位置づけになっておりますので、平成28年度以降も引き続き移行後の現行サービス相当を展開していただけるものというふうに考えておりますが、移行に当たっての報酬の請求の方法とか、事務的な細かいところの注意点など順次説明をさせていただいて、円滑な移行ができるように努めていきたいと思っております。

2つ目の緩和した基準によるサービスでございますが、このサービスの提供主体は、大半が介護保険事業所になろうかというふうに考えております。先ほどの現行相当サービスと同様に、基準と報酬の額等について市の考え方を整理して、本日の説明会の中で説明をし、事業者の皆様が取り組んでいただけるかどうか聞き取りをしていく考えでございます。

3つ目の住民主体による支援でございますが、住民主体による生活支援のうち訪問型サービス、通所型サービスそれぞれございますが、現在市から実施主体、実施団体に対する支援の方法として、今現在は宅老所の運営助成とか、ことし7月から開始しました地域支え合い活動助成などの制度を持っております。したがって、これらの実施団体の方々に対して総合事業になった場合、どうなっていくのか、市から団体に対する支援がどうなるかなどについて市の考え方を現在整理しているところでございます。この整理がまとまり次第、できれば年内には関係団体の皆様に説明させていただく機会をつくり、事業への協力をお願いしていく考えてございます。以上です。

○委員（富田牧子君） この4月から報酬が低く改定されましたよね。それで、全国的には結構介護サービス事業所が廃止に追い込まれたりとか、それから縮小したりとか、そういうふうな状況になっている中で、今ほど3種類あると言われたけど、現行と緩和とは両方とも今までの事業所に行ってもらおうということですけども、それは現在に比べてどれぐらいのカットがされるわけですか、金額で。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 現行相当のサービスにつきまして、きょう事業者に対して説明をするということを今お話ししましたが、基準とか報酬の額につきましては、現在国の基準をそのまま引き継いでいく考え方でございます。ですので、現行のサービスを平成28年度以降もやっていただく部分について、同じ内容をやっていただくわけですので額の切り込

みはそこではない、現行の単価を使わせていただきます。

ただ、緩和した基準のサービスについては、既に平成27年度から開始している市町村の状況を見てみますと、8割から9割ぐらいの単価を使っていらっしゃる市町村が多いようです。可児市としましても、そのあたりのラインを考えて説明をさせていただこうと思っておりますが、特に通所につきましては、今回平成27年度の改正での改定率のダウンが大きかったので、そのあたりも踏まえて、8割よりはプラスをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員（富田牧子君） それから3番目の住民サービスのところですけど、本当に住民の人たちが、例えば宅老所とかをやっているの、これに見合うようなそんなサービスができるのですかね。だって、今まで要支援の1と2の人は、それなりに訪問とか、いわゆる通所のサービスを受けていてあれだったんですけど、そのいろいろ設備だって全然できないわけですし、住民のほうが。ABCと分かれていたと思うんですね、あのときね。だから、このC型というのは本当にできるんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ごめんなさい。住民主体がABCでいうBに当たるわけですが、そのあたりまるっきり同じようなサービスを住民主体のグループ、あるいは団体にやっていただくということは難しいものだというふうに考えております。御利用される要支援の方、その方の健康状態とか、お体の状況を地域包括支援センター、ケアマネジャーが確認をさせていただく中で、やはり今までのサービスが必要だよという方については、現行相当のサービスを引き続き使っていただくべきだろうというふうに考えておりますが、中には住民主体の通いの場等で健康を維持していただけるというような、また要支援の1で非常に支援の必要な量が少ない方については、住民主体の場も活用していただきながら、サービスを組み合わせるというように必要になってくるのかなというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 私もちよっと関連して話の方向は違いますけれども、平成28年度の公募で、地域密着型特定施設入居者生活介護、それから特別養護老人ホームが29床ずつというように予定をされているということ、これ間違いないですか、まず。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） はい、第6期介護保険事業計画の3年目、平成29年度にそれぞれ29床計画をしております。

○委員（川上文浩君） そこで、現状も今第5期介護保険事業計画までの分のところで、ベッドもあるんですけども、要は介護職員が全く見つからなくて機能していないところも出てきていると。市は、そういったところを考えると、29床ずつの2つの施設を計画されて、その介護職員の確保という問題に対して市内の各施設の状況とか、それは既に把握されていますか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 幾つか事業所から職員がやはり集まらないよと。集まらないがために、新しく開設してもサービスの提供はすぐ展開できないというようなお話は伺っております。

今後の考え方でございますが、介護職員、市町村レベルで行うことももちろん必要だとは

思うんですけれども、やはり圏域であったりとか、岐阜県内というような中で、共同した歩調で対策を考えていくということを第一としながら、今御指摘のように市内の事業所の皆様の声をもう少し聞き取っていきたいと思っております。

○委員（川上文浩君） その事業者によって確保できるできないというのもあると思うんですけれども、やはり今ここで、現時点でサービスの提供ができないような施設もある中で、また29床ずつとなってくるとどうなのかなという、計画的にね。やっぱり市は、介護保険事業計画第6期にのっかって開設していくというのはいいんですけれども、やはり介護職員がいないと、結局つくっても機能していないということにつながると。やはりそういったところをある程度やはり市としてはフォローしていかないと、せっかく計画どおりにやっても、職員が集まらないから本当に施設が本当に死んでしまいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（田原理香君） 結局、先ほど住民主体の支援というところは、行き着くところはやっぱり先ほどの話じゃないですけど地域なんだろうと。それで、要はふだんの生活が、その人たちが本当に暮らしをしていけるようになっていっているところにどんどんそれが地域の支え合いのところにおいてきているので、そうすると、実はそういった住民主体のいろんなサロンとかという場で、少し来ておしゃべりしてというところから入るんだろうけど、なかなか今そういう場が、あるところはあるかもしれないけど、ほとんどの地域はないし、正直なところあれをつくろうということは、物すごく住民の方々のエネルギーというか思いとかが必要で、ただ、本当に場所があったらできるわけではない。なぜならボランティアだから。ボランティアというのは、本当に気持ちがあって、じゃあ地域の人たちのそういうお年寄りの方や困っている人たちにやってあげようというところで成り立つものなので、そうすると、そこを一番の根幹のところを本当に行政がきちっとわかってやっていかないと、さっきの可児とうの病院じゃないですけど、本当に退院をした人たちがどうするのと。本当にそんなところに手を挙げて行くわけないやないの。本当にその後の後のところのことまでを考えて、何となくあと地域が住民主体のそういう宅老所があるだろう、そういったところに手を挙げてきたら、助成金をあげるからそれでなんていうのは本当に甘いです。本当に根幹の地域のところから、やっぱりつくっていくということに大きな柱を長期的にやっぱり考える。もう考えないと、この国からおりてきている、いろんな問題が今市にかぶさってきていますけど、非常に大変なんだろうなあと。そこをもうちょっと先を見越して大きな柱として、しっかりと行政が、地域の方々が動かれるような、そんな支援体制をしっかりとっていただきたいと考えておりますがどうでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 御指摘のところはよく認識しておるつもりでございます。

国が今回介護保険の制度を平成27年度から変えて、住民主体のサービスも織りまぜながら地域ぐるみで、地域と介護と医療とが一体となってケアしていく世の中をつくっていきましようねと、趣旨としてはそういうことだと思うんです。

可児市としましては、国がこうしたということだからということではなく、今御指摘にあ

るように地域の方々で全てをフォローしていくということはとても不可能だと思っていますけれども、地域の方々にも参加をしていただく中で、みんなでケアしていけるような市の仕組みづくりといたしますか、地域づくりといたしますか、そういったところに取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、今言われるようにお金を出せばそういったものができるだろうとか、そういうことではやっぱりお金だけの問題ではないというふうに思っております。

今後、地域でケア会議というものを展開していこうと思っておりますし、あるいはその地域の中での課題がどういったことがあるのかということ、地域の方々とともに考える機会を少しでもふやしていきたいと。その中で、そのきっかけを住民の方々がこういったサービスが足りないのではないかとか、こういったことが地域の中であるといいよねというようなことの気づきをしていただいて、それをエネルギーとして変えていけるようなふうに支援をさせていただければなというふうに考えておるところです。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて事前質疑3. キッズクラブの環境整備についてを議題といたします。

富田牧子委員、お願いいたします。

○委員（富田牧子君） これは、板津委員長が一般質問でもされたところですがけれども、ことし今回実施されたキッズクラブでは定員を超えるクラブが多い一方、十分に教室が確保されたとは言えない状況でした。指導員にも大変な負担をかけたというふうに私は思います。来年度の指針をぜひ聞かせていただきたいと思っております。

○こども課長（高井美樹君） 一般質問で御答弁いたしましたとおり、まず1点目につきましては、夏休み当初の二、三週間の児童の出席率が非常に高い、繁忙期ということでございますので、これに対応するための臨時職員の確保をしっかりと行っていくと。2点目、活動教室の確保につきましては、教育委員会と定期的な協議の場を設けております。この場で全体的な教室、それから個別校の教室、臨時教室の使用などについてまず協議をして、その上で各学校にお願いをしていくという手順を踏んでおります。そういったことで市長部局、教育委員会、それから学校というところが三位一体となってこの問題の解決に当たっていききたいというふうに考えております。あわせまして、可児市子ども・子育て支援事業計画に基づいて計画的な施設整備等行っていききたいというふうに考えております。

現在、キッズクラブの入室登録児童数というのは、可児市の全小学校児童数約6,000人に対して1,152人ということで、5人に1人が利用しているという状況になってまいりました。共働き家庭の保育ニーズというのは年々高まってきております。今後も増加するニーズに対応していきたいというふうに考えておりますけれども、予測を超えるニーズというふうに言うべきか、もう予想外の数字になっている箇所もございます。こういったところで、物理的にも、あわせまして人的にも正直なところ限界に近いという状況になっております。

可児市では、早くから受け入れ対象を6年生まで拡大してやってまいりました。保護者にとっては利用しやすいキッズクラブということで、制度を維持していくように努力をしてみたいというふうに思っておりますが、その中で入室手続とか、受け入れ対象学年、こういったところについては、変更しなくてはならないところがあるのかなあということが来年に向けての課題というふうに思っております。この課題につきましては、次年度に向けて具体的な対応策を現在検討しているところです。以上です。

○委員（富田牧子君） 教室の協議を行っていくということでしたけど、今年度聞いていると大変な状況がいろいろ、廊下で弁当食べていたとかというふうな話がありましたよね。教室の協議というのは、今後行うんじゃないかと、この4月に計画が出ましたよね、子ども・子育ての。その中で、こういうところはもう教室が足りないんじゃないかというふうな指摘も出ていたというふうに思うんですけど、そういうところに事前に、この夏より前にきちっと学校と協議をして、この場合はどうですかねとか、教室はあけてもらえますかとか、そういう対応はやりましたか。

○子ども課長（高井美樹君） 先ほど申し上げましたとおり定期的な協議の場を6月に設けております。当然、それ以降学校と調整をし、今回の状況になったというところでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、どうして先ほどの外で弁当を食べるような状況が起きてきたわけですか。協議して、教室ももっと余分にあげてもらおうように考えないといけなかったわけでしょう、どうですか。

○子ども課長（高井美樹君） 協議の中で、貸していただけるお部屋の状況というのは、学校としては、この中での飲食等については今回は御遠慮願いたいという強い御希望でございました。我々としてはそこも利用したいということで十分な配慮、畳の上にシートを引いたりとか、机を持ち込んだりとか、そこにある物品全てをほかの部屋に移動するとか、できることは全てやったつもりです。

ただし、飲食禁止という学校長の強いお考えの中で、そこについてはちょっと協議が調わなかったということで、ある1校については、残念ながら教室で食べようと思えば食べられないことはないかもしれませんが、ちょっと狭いので少し、青空弁当という言い方をしておりますけど、天気のいいときは、そこの教室の指導員の方針で、通常時から青空弁当というのはやっております。その延長の中で、夏休みに少し狭いというところもあるので青空弁当をしようということで、その教室としては、確かに特段そのときだけ青空弁当をやったというものではございません。

○委員（富田牧子君） 何か私は反省が足りないというふうに思うんですけど、いつも青空弁当をやっているから別にいいじゃないというふうな受けとめ方だったと思うんですけど、やっぱり反対側からすれば、父兄の側からしたらやっぱりそれは大変なことだというふうに私は思うと思うんですね。自分の子供や孫がそんなふうに食事していたらちょっと問題だなというふうに思いますし、ちょっと教育委員会にお聞きしたいんですけど、だって子ども課のほうは一生懸命学校の教室をあけてほしいという話をしてたのに、いかんと言って校長先生が

言って結局はできなかったという、そういう問題は どう 思いますか。

○**こども課長（高井美樹君）** いや、教室はあけていただきました。ただし、その使用について一部制限があったということです。ほかの教室についても検討しましたが、エアコンがついてない部屋です。エアコンがついてない部屋で夏休みを過ごすことはできないので、ベストな選択をしたというふうに思っております。

○**教育委員会事務局長（高木美和君）** 今、課長が説明したように、教育委員会としても定期的な協議の中で、最大限学校のほうも配慮しているんじゃないかなと考えております。

実際は、今回困ったという学校は、生徒数もどちらかというと大きな学校が多いわけで、今学校においては、1年は法的に35人学級、加配の先生を使って小学校の場合は2年、3年までが35人学級になっております。その一方、また習熟度を把握いたしまして少人数の学習が各学校で進んでいる関係で、教室の利用についても夏休みは別としまして、そういった教室の利用が、各学校において割と教室を使う、そういった点が多く見られるようになってきておりますので、学習方法と指導のほうの多様化が進んでいる中で、教室の必要性が高まっている中でどういう方法、使用状況を十分把握した中でこういった対応ができるかということで検討してきたということを思っております。

○**委員（富田牧子君）** 私は、ことしの春に子ども・子育ての方針が出ていなかったらここまで言わなかったと思いますけど、そこには書いてあるわけね。問題点として、ここのキッズクラブはもう教室が足りないとか、いろいろ書いてあるにもかかわらず、やはりそういうことが起こるということは、それは先に提言というか報告書が出て、それで夏休みは後に来ましたので、順序からしたらそれを出す以上は、当然夏のことはもっとしっかり考えていたというふうに思うわけです。だけど、いろいろ努力したことは認めますけど、考えが及ばなかった、予想外だったというふうなお話もありましたけど、もっと本当にこども課としても、キッズクラブがそちらの所管だったらもっとしっかり考えていただきたかったなというふうに私は思います。

○**こども課長（高井美樹君）** 支援事業計画の中のシミュレーションをはるかに上回る今回の申し込みがあったということが事実でございます。特に、青空弁当というふうに称しているクラブにつきましては、学校としては小規模です。小・中規模でございます。ということで、シミュレーションの中では何とかこの専用教室の中でおさまるというふうに思っておりましたけれども、順次申し込みの中で、非常に夏休みの利用者が多かったということで、この部分については当然事前に協議はしていましたけど、計画の中にはあったものをそのまま学校にお願いをしたと。その中でベストな選択としては、エアコンがある部屋をお借りしたんですけれども、一部の使用制限があったということ。あとは、今局長が申し上げましたとおり大規模校での低学年の申し込みが非常に多くなっています。この部分についても、何とか対応できないかということでやってまいりましたけれども、ハード的なエアコンのついた部屋というところの使用というのは、なかなか思ったようないい部屋がないというのは各学校にも当然あります。

その中で、今年度については支援事業計画を当然我々も熟知しております。その中で、申し込みとのバランスで学校のほうとは当然従前から打ち合わせをしながら進めてきた結果、ことしのような結果というふうになっています。努力したからそれでいいとは思っていません。来年に向けてどうするかというところは、先ほど申しました指針の中で課題として捉えて、どういうふうにするかというを今検討しているというところでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて4. 台風接近時の学校給食についてを議題といたします。

富田委員、お願いいたします。

○委員（富田牧子君） 5月13日と9月9日ですが、台風が来ました。ことしは既に2回も台風が来て2日とも学校は休校となり、学校給食の食材が廃棄されたと聞いております。前日に注文をキャンセルして、もし休校でなかった場合でも弁当持ちにするなどして食品廃棄をしないようにできないのでしょうかということです。

○学校給食センター所長（山口好成君） お答えをいたします。

初めに、本年度これまでこの地域に接近をいたしました台風につきましては、5月13日の台風6号、7月17日の台風11号、そして先般の9月9日の台風18号の3つございました。このうち5月13日と7月17日の台風につきましては、登校時に気象警報は発令されておりましたので、通常どおりの授業が行われ、そのため給食も予定どおりの献立の内容で提供をさせていただきました。

しかし、9月9日の台風につきましては、御存じのとおり暴風警報の発令によりまして全校臨時休業となりました。このため、当日予定をしておりました献立のうち賞味期限や衛生上の問題などで翌日以降に振りかえすることのできない食材につきましては、やむなく廃棄処分をさせていただいたところでございます。

ちなみに現在の台風に伴う気象警報発令時の給食対応につきましては、基本午前8時までに警報が解除された場合は、予定献立の全品を提供させていただいております。午前8時から11時までに解除された場合につきましては、当日予定をしておりますパンまたは御飯と、それから牛乳、それと授業開始までに調理できる範囲の献立を最大限提供することとして、前日の午前中に保護者宛てに日本語、英語、ポルトガル語、タガログ語版のお知らせを、児童・生徒を通しまして配付をさせていただいているところでございます。

当市におきまして、これまで委員御指摘のような給食中止、そして弁当持参という対応をとってこなかった理由といたしましては、一つには急な給食中止による保護者の事情によりまして、弁当を持参できない子供への対応をどうするのかという点からでございます。そしてもう1点が食材をキャンセルできるタイミングでございます。毎日9,000食を超えます大量調理を行っていく中で、当市では御飯や牛乳、カットしてない野菜などにつきましては、前日の午前中であればキャンセルすることができますが、いわゆる主菜となります肉ですと

か魚、パン、それからカットした野菜、こういったものにつきましては納入業者のほうで加工する必要がございます。そのため遅くとも2日前の午前中でないとキャンセルできないという状況でございます。2日前の午前中に、台風の進路や最接近日を予測いたしまして給食の中止を決定するのは大変難しいものがございます。

こうしたことから当日の朝の気象警報の発令状況を見て、その中におきまして最大限食材を廃棄しないよう翌日以降の食材の使用調整に努めているところでございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、9月9日の給食で廃棄された食材の金額はどれぐらいだったのでしょうか。

○学校給食センター所長（山口好成君） 9月9日の台風による影響額でございますが、麦御飯が約55万9,000円。主菜で予定をしておりました豚のロース肉がございました。こちらが約54万円。それからお汁に使う予定でございましたかまぼこですとか、豆腐等入れまして総額で約123万5,000円でございます。当日予定しておりました給食の総食材費は240万3,000円でございますので、廃棄率といたしましては51.4%という状況になりました。以上でございます。

○委員（富田牧子君） その123万5,000円については市のほうが負担するという、そういうことでしょうか。

○学校給食センター所長（山口好成君） はい、市費で負担をするということになります。

○委員（富田牧子君） それからちょっとお聞きしたいんですけど、2日前の午前中でないとキャンセルできないということですが、これは岐阜県下全域どこでもそのようなことになっているのでしょうか。

○学校給食センター所長（山口好成君） 県下全体がどうかちょっと不明でございますが、基本的に私どもは県下でも最も給食の食材といたしますか、給食数が多いところになります。そのため前々日から準備をしないと間に合わないという事情があるのかと思っております。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほど急な給食中止は弁当を持ってこられない、用意できない子供たちもいるので、それはなかなかできることではないというふうに言われましたけど、そこら辺は本当にそれは事実なのでしょうか。

○学校給食センター所長（山口好成君） これまで可児市の学校給食につきましては、このような対応でずうっと来ております。給食センター運営委員会等の中でも、台風接近時の給食対応につきましては説明をさせていただいておりますが、具体的にどれくらいの子供たちがお見えになるのかということまでは調べておりません。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

以上で事前質疑のほうも終了させていただきます。

ここで暫時休憩とします。

これ以降の事項に係る部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、報告事項1.（仮）可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） お願いいたします。

可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”の施設に関連しまして、パブリックコメントの期間を終了いたしました。そして、基本設計を固めてまいっております。そういった区切りの時期におきまして、その進捗状況につきまして御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） よろしくお願いいたします。

まずパブリックコメントの状況について御報告をさせていただきます。

パブリックコメントの実施につきましては、去る6月議会の教育福祉委員会のほうで、そのスケジュール等説明をさせていただいたところでございます。詳細な資料につきましては、8月3日に議員の皆様方に市民に公表するものと同じ資料を配付させていただいたところでございます。

8月5日から25日までの21日間、パブリックコメントを実施いたしました。12名から30件の意見が寄せられました。これは非常に多い意見が寄せられたということでございます。

内容といたしましては、主に施設への期待の声、それから整備を後押しする意見に加えて施設の活用方法の提案など、管理運営面に関する意見が多く寄せられております。誰もが安心して利用でき、市民の皆様からできてよかったと評価いただける施設とするためにも、こうして利用者の目線で寄せていただいたこれらの意見に対しまして、市としての考え方を現在整理をしておるところでございます。お寄せいただいた意見と、意見に対する市の考え方につきましては、10月上旬をめどに公表をまいります。結果の公表につきましては、市のホームページのほか、資料を公表した場所、各地の児童センターとか公民館、そういったところでも見ていただけるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

パブリックコメントの状況については以上でございます。

それでは、次、パブリックコメントを実施いたしまして、施設の基本設計を今まで進めてきたんですけれども、パブコメの実施にあわせてここで一つの区切りといたしまして、今後は建設に向けてより詳細な部分を詰めていきます実施設計に着手をまいります。基本設計の内容につきましては、配付をさせていただいたパブリックコメント資料に記載してある

とおりでございますけれども、今般、最終的にその基本設計案として取りまとめた案がそこから一部変更しておりますので、その変更部分を中心に設計案を説明させていただきます。

本日、お手元にお配りしましたA3横書きの資料と同じものを前のスライドに映しております。このスライドを使って説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

これが西棟、こちらが可児駅側ですね。こちらが可児川になります。中央に都市計画道路の今広東線。この南側に可児駅前線ですね。ここは可児駅前大橋になりますけれども、が走っており、そんな位置関係でございますけれども、これが1階の西棟、それから可児川が東棟になります。ここでの大きな変更点は、この東棟の車両の入り口でございます。今こちらにカーソルがあるところ、ここに進入口を設けておるんですけども、以前パブリックコメントでお示した案は、この今広東線に沿ったここに出入り口を設けておりました。ここにつきましては、交差点から5メートル以上の離隔、離れること。それからここ児童センターがございますので、これが児童福祉施設として捉えられるわけなんですけど、この児童福祉施設がある場合は、その出入り口、ここに東側の入り口があるんですけども、ここから20メートル以上離れなさいという、そういった条件があるもんですから、それをクリアすると最低限どうしてもこしか入り口を設置できないということで、ここに駐車場の入り口を設けて設計を進めてきたところでございます。

こういったことにつきましては、公安委員会とも協議をしておるわけなんですけれども、やはりこの位置ですと、このこの県道の停車場線から左折をしてきて入っていただくことになるわけなんですけれども、出入り口がここですと、どうしても混雑した場合はここに車両が滞留するおそれもあるということ。それから、左折をした車両がすぐここに当たりますので、交差点上若干危ない部分もあるのではないかということは、公安委員会のほうからも指摘を受けておりました。我々としても、ここを使っていただく利用者の方が、より安全に便利に使っていただくにはもっといい方法はないかということで並行して検討を進めてきたところでございます。

そこで、るる検討してくる中で、この可児川沿いのここに河川敷地があるわけなんですけれども、ここ現在もこれ河川の管理道路でございます、その西側にも一定の河川敷地がございます。この土地に着目をしまして、このこの土地を使って出入りができて、それからこういった駐車場の管制装置も設置することができれば、より安全で便利に使っていただける駐車場になるのではないかということに至り、管理をしております岐阜県と協議をしてきたところでございます。このたび河川占用の可否も含めて占用範囲ですとか、占用方法等について協議がおおむね調いまして河川占用のめどが立ちましたものですから、こういったこの駅前線のほうから出入りをする形に駐車場の設計案を変更するものでございます。こちらにいわゆるコインパーキングでありますゲート付きの発券機、そういった駐車場の管制装置をここに置くことによってこの交差点からも離隔がとれますし、ここから入った車がここで縦列に並ぶこともできますし、この距離が長いことで入った人たちもこの管制装置にうまく車を接近させることができると。ここですと入ってすぐということは、なかなかこの管制装置に

車を上手に着けて発券機を通ったりとか、そういったこともなかなか難しい部分があるだろうということは懸念していたのですけれども、ここに配置することでそれも解消されるというふうに考えております。

ここから進入していただいて入っていくということになります。出庫する車につきましてもこう出てきていただいて、この直進距離があることでスムーズに管制装置に接近することができまして出庫がしていけるということになりまして、より利用者の方には安全かつ便利に使っていただける駐車場になるというふうに考えております。駐車場の進入路の変更に伴って2階、3階へ上がっていただくエレベーターとか、階段の位置も当然、以前は真ん中にあっただけですけど南側に寄せてより便利な形にしております。

それから、あと変更点としましては児童センターの部分です。今カーソルが動いているところ、ここは読書室としてあるんですけれども、パブリックコメントでお示ししました案は、これが南北に長い部屋の形状だったんですけれども、ちょっとこのところを整理いたしまして東西に長くして、より南側に開けた空間といたしまして、気持ちのいい空間で読書なんかを楽しんでいただける、そんなような形で今変更をしております。

変更点については以上でございます。あとはもうパブリックコメントでお示ししました設計案のとおりでございます。

それから、これが駐車場棟の2階になります。これは今のとおりでございます。

それから3枚目ですね。こちらが済みません、これが西棟の2階、それから東棟の3階になります。これも1階の駐車場の変更によってエレベーターの位置とそれから階段、それから屋上広場にあります多目的トイレですね。この位置が南側に寄っております。エレベーターの位置、寄ってはおるんですけれども、エレベーターからおりた方は、引き続き雨にぬれずにこの上空通路に入っていただいて西棟へ、それから親子サロンのほうへ行っていただくと、そういう機能が確保しております。西棟の2階、東棟の3階の変更点はこんなところでございます。

それから、3階については特に変更はございません。保健センターをそのまま配置しておるといふものでございます。

それから、これは立面図ですね。これ駅前側から見た形の立面になります。

それから、この下段が東立面図、可児川側から見た西棟の立面図ですね。ここが上空通路の入り口になりますね。ここが多目的駐車場になります。それから南立面図、それから北側から見た立面図ということになります。

基本設計案といたしましてとりあえずこの案で固めまして、今後詳細設計、実施設計に移っていくわけなんですけれども、実施設計の中でも、よりこうしたほうが使い勝手がいいんではないか、利用者のニーズに応えることができるんではないか、コストダウンが図れるんではないか、そういった視点から見直し、さらに検討を加えてよりいい施設にしていくよう、今後も検討を進めてまいるといふふうに考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 健康スタジオのところに鏡とバレエバーがついているんですけど、ここは結局、誰がどのように使うという想定であるわけですか。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） この健康スタジオにつきましては、さまざまな市民の方がそれぞれのライフステージに応じて使っていただくというようなことを考えております。例えば妊婦の方がマタニティーの体操をやったりとか、産後の体操をやったりとか、また中高年の方がメタボを防止するための健康啓発のためのプログラムを実施したりとか、高齢者の方が健康づくりのためのプログラムを実施したりとか、そういったことを想定しております。

○委員（富田牧子君） そうすると、前はどっちかという高齢者の方という話だったというふうに思うんですけど、そうじゃなくて、年齢は制限しなくて誰でも使えるという、そういうことですね。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） そういうふうに考えております。

○委員（川上文浩君） これ東棟の立面図は何でないの。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 作成しておりませんので、今後実施設計の中で作成していくようにいたします。申しわけございません。

○委員（川上文浩君） 一般質問でも言ったけど、東棟と川の関係というのは非常に私重要だと思っているので、やっぱり立面図をきちっと出してもらわないと、一体的な全体的な東と西とのその関係もあるので、よろしくをお願いします。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 今、西と東というふうに私説明しましたけれども、機能的にもこれはもう一体的な施設として我々設計しておりますので、御指摘ありましたように、今後実施設計の中で東棟も含めた立面図を作成してまいって、また御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは、執行部の方は御退席いただいて結構です。大変にお疲れさまでございました。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の皆さんは御退席ください。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

○委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項1. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

1期議員の方はわからないと思うんですが、改選前の議会報告会において、意見交換の際に出された市民からの意見を、各委員会ごとに分けたものを事前に皆様のほうに資料2とし

て配付をさせていただいております。

これらの意見について、その取り扱いを協議したいというふうに思います。

この件について御意見があれば発言してください。

結構な量なんですけれども、前回、教育福祉委員会の方はもちろん御存じだと思うのですが、こういったそれぞれ民生委員について、子育て支援について、高齢化対策について、回答のあるものもありますし、今後取り組んでいくテーマも中にはあるかと思うんですけれども、これについてどのように当委員会として取り扱っていくかということをご皆さんからちょっと御意見をいただきたいなと思います。

○委員（田原理香君） まず最初の民生委員についてですが、よろしいでしょうか。

実は、私もふだんから民生委員の方々とやりとりしているんですけれども、とにかくやり手がないし、そもそも1人の民生委員の方々が抱える、支援をされる方々が多過ぎてとても行けない。一月に1回は顔を出してくださいというんですけれども、本当に一月がもうぎりぎりです。それじゃあもう民生委員というんじゃなくて、いつも言うように民生委員任せではなくて、消防団任せではなくて、ふだんからのやっぱりちょっとあそこどうやろ、窓が閉まっておるけど困ったときという、それをいざといったときに、個人情報もあるので民生委員にお伝えすることもあるけれど、もう本当に民生委員じゃない、ほかの方々の地域での担い方ということを考えていかないと、もうちょっととても民生委員だけでは追いつかないと思いますし、その辺の民生委員のその役割を上手に生かしたところの仕組みをうまく使えないかなというふうに考えます。

○委員（川上文浩君） 全部読まさせていただいて、参考にしながら委員会運営を進めていくということで、あえてこれを取り上げてという内容のものは、答えもついているのもありますし、私はなかったような、参考にしながら委員会運営を進めていくということでよろしいんじゃないかと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、委員会として、今後皆さん各委員としてそれぞれ頭の中に置いておいていただいて、また例えば民生委員につきましては、民生委員と教育委員についてはこの後の引き継ぎ事項にも出てくるんですけれども、各種団体との懇談会という場もございますので、そういった場でまた意見聴取をさせていただいて、また委員会、例えば視察等のテーマとか、そういったところにも生かさせていただくということで、皆さん御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあそのようにさせていただきます。

それでは、次に協議事項2. 前期委員会からの引き継ぎ事項についてを議題といたします。

こちらにつきましても、改選前の教育福祉委員会からの引き継ぎ事項を、資料3として皆様に配付をさせていただいております。

また、これらの引き継ぎに基づいて、正・副委員長のほうで時期を見て市内視察や懇談会

等、皆さんに御提案をさせていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあそのようにさせていただきます。

以上で本日の案件は全て終わりました。

その他に何かございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時37分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月24日

可児市教育福祉委員会委員長